与楽古墳群	平成二十五年文部科学省告示第三十九号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号			
与楽鑵子塚古墳				
与楽カンジョ古墳				
寺崎白壁塚古墳				
与楽カンジョ古墳	奈良県高市郡高取町大字与楽九一九番	島根県松江市山代町字長石四八七番四、四八七番五、四八七番六、四八七番七、四八七番一〇、四八七番一一、四八七番一二、四八七番一四、四八七番一五、四八八番一、四八九番九、四八九番一〇、四八九番一一、四八九番一二、四九〇二番一	愛媛県西条市河原津乙七番九四	小郡官衙遺跡
高取町大字与楽一九番	奈良県高市郡高取町大字与楽九一九番と同一一二九番に挟まれ同一一二四番に東接するまでの道路敷を含む。	同　字二子塚四九四番一、四九五番四、四九五番五、四九七番一、四九八番三、五〇二番一		福岡県小郡市小郡字向築地五九〇番二、五九〇番一一、五九〇番一二、五九〇番一三、五九〇番一六
	一、一一二四番、一一二五番、一一二六番、一一二七番、一一二八番、一一二九番	島根県松江市山代町字長石四八七番四、四八七番五、四八七番六、四八七番七、四八七番一〇、四八七番一二、四八七番一四、四八七番一五、四八八番一、四八九番九、四八九番一〇、四八九番一一、四八九番一二		
		島根県松江市山代町字長石四八九番一と同四八九番一〇に挟まれ同四八九番一五に南接するまでの道路敷を含む。		
山代二子塚	大正十三年内務省告示第七百七十七号	平成十七年文部科学省告示第百一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	永納山城跡	小郡官衙遺跡群
				小郡官衙遺跡
				上岩田遺跡

田熊石畑遺跡	八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡	大友氏遺跡	長者屋敷官衙遺跡
平成二十二年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	平成二十六年文部科学省告示第三十号	平成十三年文部科学省告示第百二十八号、平成十四年文部科学省告示第百九号、平成十六年文部科学省告示第一〇一号、平成十七年文部科学省告示第百四十四号、平成十八年文部科学省告示第百四十六号、平成十九年文部科学省告示第百四十七号、平成二十年文部科学省告示第百四十八号、平成二十一年文部科学省告示第百四十九号、平成二十二年文部科学省告示第百五十号、平成二十三年文部科学省告示第百五十一号、平成二十四年文部科学省告示第百五十二号、平成二十五年文部科学省告示第百五十三号	平成二十二年文部科学省告示第十二号
福岡県宗像市田熊二丁目	古麓城跡 熊本県八代市古麓町	大分県大分市顕徳町三丁目	大分県中津市大字永添字長者屋敷
三三番一	別図の通り。 備考　別図は省略し熊本県教育委員会及び八代市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）	四四〇五番四、四四二三番七、四四二三番一七、四四二六番、四四二七番二	二三二七番二のうち実測四七四・一九平方メートル、二三二七番七のうち実測二四四・三五平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大分県教育委員会及び中津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。